

志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル発着するコンテナ船を利用し、食品及び農林水産品（原木を除く）を輸出する荷主に対して、志布志港湾振興協議会が予算の範囲内で輸出に係る経費の一部を助成することにより、志布志港の輸出貨物の増加を図る。

(助成対象者)

第2条 助成金は、次に掲げる全ての事項を満たす者に交付するものとする。

- (1) 日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業。（個人経営含む。以下同じ。）
- (2) 船荷証券（B/L）の出し荷主

(助成対象貨物)

第3条 助成金は、次に掲げる全ての事項を満たす貨物に交付するものとする。

- (1) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着するコンテナ船を利用した輸出であること。
- (2) 輸出する貨物が食品及び農林水産品（原木を除く）であること。

(助成対象外貨物)

第4条 次の各号に該当する貨物は、助成対象外貨物とする。

- (1) 志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金の交付を受けた、又は受ける予定である貨物
- (2) 船荷証券（B/L）1件が1TEUに満たない小口貨物あり、志布志港食品輸出小口貨物助成金の交付を受けた、又は受ける予定である貨物。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、コンテナの種類に関わらず、1本につき3万円とする。ただし、一荷主に対する年間助成金の限度額は50万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める関係書類を添えて、会長に提出するものとする。

- (1) 船荷証券（B/L）の写し
- (2) 輸出許可通知書の写し
- (3) その他、会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の申請書を受理したときには、その内容を審査し、志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第8条 助成事業者は、前条の通知を受けた時は、速やかに志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金交付請求書（様式第3号）に志布志港食品・農林水産品輸出促進助成金交付決定通知書（別記第2号様式）の写しを添付して会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認にし、当該請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第9条 会長は、補助事業者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

改正後の要綱は、平成29年8月26日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

（廃止）

改正後の要綱は、令和5年8月26日から施行し、令和5年7月1日から適用する。